

神皇正統記

1. 大日本（おほやまと）者（は）神国（かみのくに）なり。天祖（あまつみおや）はじめて基（もと）をひらき、日神（ひのかみ）ながく統（とう）を伝へ給ふ。我（わが）国のみ此事あり。異朝（いてう）には其たぐひなし。此故に神国（かみのくに）と云ふ也。
2. 神代には豊葦原千五百秋瑞穂（とよあしはらのちいほあきのみづほの）国と云ふ。天地開闢（てんちかいびやく）の初（め）より此名（な）あり。
3. 天祖（あまつみおや）国常立尊（くにとこたちのみこと）、陽神陰神（をがみめがみ）にさづけ給し勅（みことのり）にきこえたり。
4. 天照太神（あまてらすおほみかみ）、天孫（あめみま）の尊に讓（ゆづり）ましまししにも、此名あれば根本の号（な）なりとはしりぬべし。
5. 又は大八州国（おほやしまぐに）と云（い）ふ。是は、陽神陰神、此国を生（うみ）給しが、八（やつ）の嶋（しま）なりしによりて名（なづ）けられたり。
6. 又は耶麻土（やまと）と云ふ。是は大八州（おほやしま）の中国（なかつくに）の名也。
7. 第八にあたるたび、天御虚空豊秋津根別（あまつみそらとよあきつねわけ）と云神を生（み）給ふ。これを大日本豊秋津州（おほやまととよあきつしま）となづく。今は四十八国にわかつてり。中州（なかつくに）たりし上に、神武天皇東征より代々（よよ）の皇都也。
8. よりて其名をとりて、余（ほか）の七州をもすべて耶麻土と云なるべし。
9. 唐（もろこし）にも、周の国より出（いで）たりしかば、天下（てんか）を周と云（ひ）、漢の地よりおこりたれば、海内（かいだい）を漢と名づけしが如し。
10. 耶麻土と云へることは山迹（やまあと）と云也。昔、天地（あめつち）わかれて泥（どろ）のうるほひ、いまだかわかず、山をのみ往来（わうらい）として其跡（あと）おほかりければ山迹（やまあと）と云（い）ふ。
11. 或（あるひは）古語に居住を止（と）と云（い）ふ。山に居住せしによりて山止（やまと）なりとも云へり。
12. 大日本とも大倭とも書（く）ことは、此国に漢字、伝（り）て後、国の名をかくに、字をば大日本と定（め）て、しかも耶麻土（やまと）とよませたるなり。
13. 大日靈のしろしめす御国なれば、其義をも、とれるか、はた、日の出（いづ）る所にちかければ、しかいへるか。
14. 義はかはれども、（日本を）字のまゝ日のもととはよまず。耶麻土と訓ぜり。我国の漢字を訓ずること多く如此（かくのごとし）。おのづから日（ひ）の本（もと）などいへるは、文字によれるなり。国の名とせるにあらず。
15. 又、古（いにしへ）より大日本とも若（もしく）は大の字をくはへず、日本ともかけり。
16. 州（しま）の名を大日本豊秋津といふ。懿徳・孝靈・孝元等の御諡（おくりな）みな大日本の字あり。垂仁天皇の御女（むすめ）大日本姫（やまとひめ）と云ふ。これみな大の字あり。
17. 天神、饒速日尊、天の磐船にのり大虚（おほぞら）をかけりて「虚空見日本（そらみつやまと）の国」との給（たまふ）。
18. 神武の御名、神日本磐余彦（かみやまといはれひこ）と号したてまつる。孝安を日本足（やまとた

らし)、開化を稚(わか)日本とも号(がう)し、景行天皇の御子、小碓(をうす)の皇子(みこ)を、日本武尊となづけ奉る。是は大を加(くはへ)ざるなり。

19. 彼此(かれこれ)同(じ)くやまととよませたれど大日靈の義をとらば、おほやまとと読(み)てもかなふべきか。
20. 其後(のち)漢土(かんど)より字書(じしよ)を伝へける時、倭と書(き)て此国の名に用(ゐ)たるを、即(ち)領納(りやうなふ)して、又、此字を耶麻土と訓じて、日本(やまと)の如くに、大を加へても、又、のぞきても同じ訓に通用しけり。
21. 漢土より倭(わ)と名(なづ)けける事は、昔、此国の人、はじめて彼土(かのつち)にいたれりしに「汝(なんぢ)が国の名をばいかが云ふ」と問けるを「吾国(わがくに)は」と云をききて、即(すなはち)倭(わ)と名づけたりとみゆ(釈日本紀の記載)。
22. 漢書に「楽浪の(彼土の東北に楽浪(らくらう)郡あり)海中に倭人あり。百余国をわかてり」と云ふ。
23. もし前漢の時、すでに通じけるか(一書には、秦の代よりすでに通ずともみゆ。下(しも)にしるせり)。
24. 後漢書に「大倭(だいわ)王は耶麻堆(たい)に居(きよ)す。」とみえたり(耶麻堆は山となり)。
25. これは若(もし)すでに此国の使人(しじん)、本国(ほんごく)の例により、大倭と称するによりて、かくしるせるか。
26. (神功皇后の新羅・百濟・高麗をしたがへ給しは、後漢の末ざまにあたり。すなはち漢の地にも通ぜられたりと見(え)たれば、文字も定(め)てつたはれるか。一説には秦の時より書籍を伝(ふ)とも云)。
27. 大倭と云ことは、異朝にも領納して書伝(しよでん)にのせられたれば、此国にのみ、ほめて称するにあらず。
28. (異朝に大漢・大唐など云は、大(おほき)なりと称するところなり)。